

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和8年4月17日（金） 12:59～13:29

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】中西秀俊委員長 小野優副委員長 佐藤永匡委員 宍戸直美委員 菅野至委員
門脇芳裕委員 及川春樹委員 千葉敦委員 飯坂一也委員

※議長、副議長の出席はなし

【欠席委員】佐々木友美子委員

【事務局】菊池事務局長 千田事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 令和8年度の活動計画について
 - ① 年間スケジュールについて
 - ② 議会基本条例の検証に基づく行動計画について
 - (2) 陳情について
- 4 その他
- 5 閉 会

【概 要】

1 開会

○副委員長（小野優君） 定刻前ですが参加予定者が全員そろいました。これより議会運営委員会を始めます。委員長の挨拶の後、進行も委員長に進めていただきます。よろしくお願いします。

2 委員長挨拶

○委員長（中西秀俊君） 大変御苦勞様です。令和8年度最初の議会運営委員会を開催します。どうぞよろしくお願いします。

本日は、年間スケジュールの確認、議会基本条例の行動計画など、重要な事項がありますので、ご確認をよろしくお願いします。

さらに、陳情についての確認もございますので、ご理解賜ればと思います。

円滑で開かれた議会運営につなげるため、皆様の率直なご意見をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

3 協議事項

(1) 令和8年度の活動計画について

- ① 年間スケジュールについて
- ② 議会基本条例の検証に基づく行動計画について

○委員長（中西秀俊君） 3の協議事項に移ります。

(1)、令和8年度の活動計画について、①、年間スケジュールについて、②、議会基本条例の検証に基づく行動計画について、事務局から説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 ①、②を一括で説明いたします。

資料は、今年度の月ごとのスケジュールを書いたものを配信しております。

①、令和8年度の活動計画について、昨年度は、年間活動計画に議会運営、議会基本条例の検証、市議会政治倫理条例の制定のほか、議長マニフェストにかかわる項目を掲げて活動を進め、その結果として、去る2月9日の議会運営委員会の記録にあるような申送り事項となった経緯です。

令和8年度における当委員会の年間活動計画は、当該申送り事項の内容を確認の上、おおむね以下のような日程で委員会を開催し、議会基本条例検証報告書を受けた次の行動計画をつくるほか、議会運営に関わる活動を進めていくものとする内容です。

カレンダーに移りますけれども、既に議会の年間開催予定は、ホームページ等でも議会運営委員会の承認を経て公表されております。定例会におきましては、開会日の3日前に議会運営委員会が開催されます。定例会の最終日は、最終日運営に関わる議会運営委員会が開催されます。なお、既に3月にも開催されておりますけれども、臨時会の開催日には、基本的に臨時会運営に関わる議会運営委員会が開催されます。また、議会の最中におきましても、議事進行に関わる議会運営委員会が、議員発議が出された際などには開催されます。

その定例会等に関わる議会運営委員会の合間を縫うような形で、取組事項と言っておりますけれども、定例会、臨時会以外で、議会の運営等に関わる議会運営委員会を開催していくスケジュールとなっています。

なお、既に4月27日に臨時会運営ということで予定されています。5月には、この会議で承認されれば、5月13日、議員研修会の後に、取組事項に関わる議会運営委員会を開催させていただきたいという内容です。

以降の取組事項に関わる議会運営委員会の開催は、すべて仮置ですけれども、おおむね月に1回ないし2回、議会運営委員会を開催しながら、取組事項の検討等を進めてまいりたいという内容での事業計画、年間の活動内容を考えていることの提案となります。

それから、カレンダーの10月と11月に、仮置きですけれども行政視察を入れております。

②、行政視察についてです。令和8年度における当委員会の行政視察について、現地視察又はオンライン視察でその実施を検討する。奥州市議会としての課題、検討が必要である項目を見定め、視察先、視察時期を決定していくという内容としております。

なお、参考で、同じフォルダの中に過去の視察先の一覧ということで、これまで議会運営委員会が視察先として選定し、視察を実施した自治体、視察項目について一覧として掲載していますので、これは後程ご確認願います。

議会としての課題が定まらない中で、どこに視察に行くのかを決めるのは非常に難しいですけれども、予算的には、旅費は確保している状況です。日程的に、10月に仮に予定している理由としまして、概ね3か月ぐらい前に日程を固めないと、相手方の対応も含めて実施が難しいという状況です。

参考に、昨年10月上旬に議会運営委員会の視察を実施した際は、ぎりぎり7月中旬によく

相手方との調整がついたという経緯もございまして、課題の見定めが前提にありつつも、申込み等の決定はだいぶ早い時期にやっておかないと、行程等も含めて実施が難しいということでご留意いただければと考えております。

同じフォルダの中に、視察先の調査希望票を入れています。本日は、具体的にいつまでに出してくださいという連絡はいたしません、これは各常任委員会でも同じですけれども、おって、委員の皆様には期限を決めて、視察希望先はありませんかとかのご照会をさせていただきたいと思っています。これまでも意識されて活動をされていると思いますけれども、議運においても、何が課題で、先進地・先進事例がどうであって、どこに行きたいのかを見定めておいていただければと思います。あと、必ずしも遠方でなくてもいいのではないかなというような話もありまして、参考に、気仙沼市の資料の抜粋を保管させていただきました。ほかに、柴田町との意見もありましたので参考としていただければと思います。

年間スケジュールにつきましては、以上です。

引き続き、②、議会基本条例の検証に基づく行動計画についてです。

どちらかというところがメインです。

ご存じのとおり、奥州市議会の最高例規といたしまして、奥州市議会基本条例がございまして。

既に新しい議員で議会運営委員会に入っている委員もいらっしゃいます。新議員研修では、議長からの講話の中で、議会基本条例の検証のお話いただいた部分もありますので、ご認識をいただいていることと思います。

2期目以上の議員の皆様におかれましては、前任期や前々任期における議会基本条例の見直しということで、検証作業を進めてきたことについて、重々承知されていると思います。

平成21年に制定された議会基本条例について、その見直し、検証がされていなかったため、前々任期の令和2年頃、初めての検証ということで奥州市議会基本条例の検証を行い、PDCAサイクルシート、それから、行動計画まで策定してまとめ上げたという経緯でございました。その書類につきましては、今回、今日のフォルダの中にも保存をさせていただきました。

これまでもホームページに公開されておりますし、何らかの機会でご説明等は受けているものと思いますので改めて私が言うまでもないのかもしれませんが、今日、説明する都合がありましたので保管したということでございます。

それから、この3月までの前任期でも、2回目の奥州市議会基本条例の検証を行いまして、昨年12月に、奥州市議会基本条例検証報告書の策定を行ったところでございます。

前々任期と前任期で異なっておりますのが、前々任期では行動計画と言われる部分まで決定してその任期を満了したんですけれども、前任期におきましては、行動計画の部分は今任期の方々にお願いするというので、申送りを受けた形になっている現状です。

経緯になりますけれども、今日のサイドボックスのフォルダの中に、2月9日の会議資料、それから会議録を保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

特に、肝心な部分は、資料で「【経過③】申送り事項」と保管されているものがございまして、そちらをご覧いただければと思います。

次期議会運営委員会への申送り事項について。

- ①、奥州市議会基本条例等、関連例規（ガイドライン等含む）に関する研修の実施。
- ②、奥州市議会基本条例に基づく行動計画の策定。

③、奥州市議会政治倫理条例に基づく早期の研修会の実施。

④、奥州市議会基本条例検証時の第三者評価指摘事項。

青森大学社会学部教授佐藤淳氏による指摘事項。

- ・議員間討議の推進。
- ・生成A I並びにD Xの活用。
- ・議員研修及びルール整備。
- ・議会の組織改革。
- ・市民との関係強化。
- ・政策形成並びに提言機能の強化。

⑤、奥州市議会基本条例の検証手法の検証。

⑥、奥州市議会基本条例の検証と見直し。

以上の申送りがされていますので、基本的には、この内容を引き受け、今任期の活動をしていくと捉えているところです。

それから、もう1つ、同じフォルダの中に、2月9日の議会運営委員会の次第ですけれども、「【経過②】」という資料がございます。この資料の真ん中あたりに、(1)のイで、資料の議員間討議、12月9日分の引継書というものもありますので、こちらは後程ご確認をいただければと思います。

また、ウとしまして、上記のほか、議会運営委員会における検討事項として残っている事項について、1つは、表決における採決システムの利用についてということで、こちらは、昨年7月22日に開催された議会運営委員会で、採決システムの利用をすることが決まったという状況です。ただ、その実際の内容は、議会運営に大きくかかわる、議事進行や次第書に大きくかかわる部分等もありますし、あと実際、予算化の部分など、全く白紙の状態ですので、やるということは決まったものの、具体的にどう進めるのかという部分が未確定となっております。実施内容の確定や予算措置に向けた検討が必要であるという状況が残っています。

それから、もう1つは、予算書の電子化、会議録の冊子配布についてということで、こちらも令和7年11月25日の議会運営委員会で議論を継続することを確認したという状況です。

これらの実施の時期、実施内容について、経過を確認しながら結論づけていく必要があるということで申送り、今任期の委員会に引き継がれたという状況となっております。

いずれ、今任期のこの2年間につきましては、以上のようなことを確認しての活動が必要ということになりますし、議会基本条例に関しては、検証をするんですけれども、その検証の仕方についての検証も必要ということがありまして、これは事務局側においてもまさに感じ取ったところでもございますので、こういった形での年間活動計画、スケジュールを決めての計画ということになることをご承認いただくことについて、お諮りをお願いするものです。

以上につきましてご協議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○委員長（中西秀俊君） 説明いただきました。質問等ございますか。

年間活動計画、スケジュール等については、このような形で進めてよろしいですか。

また、行政視察についても説明があったとおりですので、秋口を目指した形で、課題を見定めつつ、視察の方も行っていくということでよろしいですか。

それでは、①については、ご承認いただくということをお願いします。

②について、議会基本条例の検証に基づく行動計画についても説明があったとおりですが、ご質問等ございますか。

それでは、これについても、申送り事項等々ある中で、その実施内容を定めながら、活動に必要なものを抽出しながら進めていくと。さらに基本条例の検証の仕方についても、その検証の仕方も検討していくというお話もいただきましたので、その辺も盛り込んで進めてまいりますので、よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

よろしいですか。

それではこのような形で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 陳情について

○委員長（中西秀俊君） 協議事項の(2)、陳情について、事務局から説明願います。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 (2)、陳情についてです。資料は、サイドブックに保存しています。

内容は、令和8年3月3日に提出された陳情についてです。

先月3日でしたけれども、資料にありますとおり、奥州市内に住所を有する方、陳情者の方から陳情書が提出されたという経緯です。

この陳情書のほかに、サイドブックに保存しております資料1から資料9までの資料が提出され、また、この添付資料を説明する資料として、陳情者から4月6日に、資料1、添付資料その2が提出され、委員の皆様は確認できる状況になっています。

資料は、お目通しいただいていると思いますし、資料の量が非常に多岐というか、膨大だということもありますので、提出されました陳情の要旨を本当にまとめてお伝えしますと、今日の資料に保管している内容になるかと思います。

陳情の要旨は、大きく3点。

1つ目、百条委員会を設置すること。

2つ目、監査委員による監査の実施。

3つ目、陳情者に対する救済措置。

以上と捉えております。

なお、この陳情書は、令和8年3月3日にいったん、仮にその書類をお預かりした形にさせていただきましたが、陳情書としての書類の形式は整っているものと判断されたため、受理した経緯となっています。

受け付けた陳情につきまして、今後考えられる対応ということで、2として、3項目掲げておりますので、ご覧になっていただければと思います。

現状としましては、矢印の1つ目、奥州市議会会議規則の抜粋、陳情書の処理で、第144条、議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理する、とされております。

この部分につきまして、このとおりに取り扱うこととするかどうか、議会運営委員会に諮問を受けましたので、今日、その取扱いについてお諮りするということとなります。

説明は以上です。

○委員長（中西秀俊君） 陳情について、説明をいただきました。

委員の皆さんからご質問等あれば、挙手願います。

今説明があったとおり、この取扱いをどうするかという形の中で、議運に諮問を受けたという形ですので、真摯に受け止めたいと思います。

陳情についても、市民からの深刻な訴えであり、議会として真摯に受け止める必要もあると考えます。一方で、内容には、なかなか難しい部分も多いなど。今、陳情の要旨を見ますと、百条委員会の設置の要求であったり、監査要求であったり、陳情者に対する救済措置の内容であったりという部分で、どのように判断すればいいか、お諮りします。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（小野優君） 質問がなかったので、この後どう取り扱っていくのかという部分ですけれども、私としては、今回の陳情については、請願として取り扱うのではなく、陳情にとどめるべきと考えます。

理由はいくつかあるんですけれども、1つ目が、今回は、陳情者個人に関する行政対応への不服とか救済要求というところが中心で、いわゆる個別の係争性を強く有する事案であります。議会は裁判機関ではなく、個別の権利の救済を直接判断する立場にはないと私は思っております。

2つ目に、記載されている事実関係につきましては、当事者の主張に基づくものであり、現時点において、議会として客観的に確認されたものとは言えません。この段階で、採択、不採択の判断を行うことは適切でないと考えます。

3つ目に、百条委員会の設置や監査の実施を求める内容が含まれておりますが、これらはいずれも議会として高度な判断を要するものであり、十分な事実関係の整理や、必要性の検証を経ることなく、結論を出すべきものではないと考えます。

以上を踏まえますと、本陳情については、議会として、採択、不採択の判断を行うことは適当ではなく、通常の陳情と同様に取り扱うべきではないかと考えます。

○委員長（中西秀俊君） 今、副委員長からお話がありました。

その点について、皆さんのお考えや質問はございますか。

陳情にとどめる、回覧にとどめる形の中で、採決まで持っていけないということですが。

それでは、今のご意見に対して、賛成する方の挙手を求めます。

< 賛成者挙手 >

○委員長（中西秀俊君） 全員であります。

それでは、陳情については、そのように決することといたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他

○委員長（中西秀俊君） それでは、4のその他について、事務局の方でお願いします。

○佐藤副主幹 資料記載のとおりです。

（資料記載の内容）

次回予定 4月27日（月） 午前9時00分 市役所7階 委員会室

〔議題〕 ・令和8年第3回奥州市議会臨時会の運営について

次々回予定 5月13日（水） 議員研修会終了後 市役所7階 委員会室

〔議題〕 ・取組事項について

○委員長（中西秀俊君） その他について、ご意見質問ございますか。

< 質問等なし >

それでは進めます。

副委員長、閉会をお願いします。



5 閉会

○副委員長（小野優君） 以上をもちまして議会運営委員会を終了します。お疲れ様でした。